

最高裁秘書第2708号

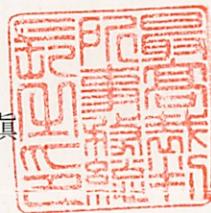
令和3年8月30日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

「司法修習生の修習を終えた者」に関する官報公告（73期司法修習に関する分）を掲載するために、最高裁が国立印刷局に送付した、「官報原稿の送付」と題する文書

(2) 苦情の申出がされた日

2月3日付け（同月5日受付）

2 答申番号

令和3年度（最情）答申第10号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）